イ　減損の認識に至った経緯

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付することとされており、減損会計基準「第３減損の兆候」第２項⑸に基づき、減損の兆候を認めていたところですが、用賀宿舎、上大岡宿舎、日野宿舎及び宝塚宿舎については平成25年４月30日、玉川宿舎については平成25年８月22日、千里山宿舎については平成25年９月30日をもって、それぞれ当該資産を使用しなくなったため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。

減損額のうち損益計算に計上した金額はありません。

なお、当該資産の回収可能サービス価額は正味売却価額より測定しており、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

（減損の兆候について）

ア　対象資産の概要

用　　途	種　　類	場　　所
高槻宿舎（集合住宅１棟）	土地、建物	大阪府高槻市

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付することとされており、減損会計基準「第３減損の兆候」第２項⑸に基づき、減損の兆候を認めております。

イ　使用しなくなる日

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において国庫返納は平成24年度以降実施とされており、具体的な廃止の日は未定です。

ウ　将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

高槻宿舎については、使用しなくなる日の具体的な帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損見込額の算出が不可能なため、表示しておりません。なお、当事業年度末における貸借対照表計上額は以下のとおりです。

用　　途	種　　類	貸借対照表計上額
高槻宿舎（集合住宅１棟）	建物	237,072,747円
	土地	71,400,000円

（不要財産に係る国庫納付について）

⑴	不要資産としての国庫納付等を行った資産の種類	現金及び預金
	帳簿価額	520,631円
⑵	不要財産となった理由	第１期中期目標期間の最終事業年度である平成19年度において、当勘定の業務運営の財源に充てられずに残った運営費交付金債務相当額であり、これを第２期中期目標期間における当勘定の業務運営の財源に充てるものではないと判断したため。
⑶	国庫納付等の方法	現物納付（独立行政法人通則法第46条の２第１項）
⑷	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	―
⑸	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	―
⑹	国庫納付等の額	520,631円
⑺	国庫納付等が行われた年月日	平成25年７月10日
⑻	減資額	―

（国庫納付及び資本金の減少について）

承継債権管理回収勘定は、独立行政法人福祉医療機構法附則第５条の２第６項～第８項並びに同法施行令附則第５条の２第２項～第６項において、当該事業年度の次の事業年度の７月10日までに国庫納付を行い、資本金及び利益剰余金を減少させることが定められております。

なお、平成25年度においては、263,286,173,141円を国庫納付し、資本金を215,042,281,330円、利益剰余金を48,243,891,811円減少させております。

（年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

附　属　明　細　書

法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

貸借対照表

（平成26年３月31日）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
資産の部								
Ⅰ流動資産								
現金及び預金	4,258	5,032	79	454	263	1,120		11,207
金銭の信託			70,644					70,644
有価証券		20,200			2,200	223,400		245,800